

児童発達支援又は放課後等デイサービス事業に係る自己評価結果公表用

公表日： 令和3年 2月 15日

事業所名： はぁーとふる

区分	チェック項目	現状評価（実施状況・工夫点等）	保護者の評価	保護者の評価を踏まえた改善目標・内容	
環境・体制整備	1	利用定員に応じた指導訓練室等スペースの十分な確保	室内運動、デスクスペース共に十分に確保し活動している。	○（90%の方が評価）	利用者数に応じ、可動式の間仕切りを設置もしくは開放している。これからも継続実施。
	2	職員の適切な配置	出来ている。	○（90%）	職員に疲れが溜まらないよう、シフト制を実施。
	3	本人にわかりやすい構造、バリアフリー化、情報伝達等に配慮した環境など障害の特性に応じた設備整備	707全体をバリアフリー化、五感全ての情報伝達が可能な空間及び内線電話を各所に配置。	○（90%）	間仕切りを開放することで、運動療育に適した環境をつくり、新たなプログラム実施につなげていく。
	4	清潔で、心地よく過ごせ、子ども達の活動に合わせた生活空間の確保	日々、清掃に努めている。特に除菌は徹底しておこなっている。トイレは随時確認。清浄機は4台稼働。	○（90%）	清潔さにおいては、保護者からも高く評価いただいております。継続していく。
業務改善	1	業務改善を進めるためのPDCAサイクル（目標設定と振り返り）への職員の積極的な参画	日々、改善をおこなっている。前日できなかったことを翌日振り返り、改善策を検討、実施している。		
	2	第三者による外部評価を活用した業務改善の実施			
	3	職員の資質の向上を行うための研修機会の確保	定期的ではなく、気づきはすぐに改善、情報共有は、ミーティング”はほぼ毎日実施。		民間の有料研修を今後多用していく。
適切な支援の提供	1	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上での児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画の作成	適宜、面談を実施。差支えない範囲での各家庭の環境把握にも努めている。	○（90%）	面談を通しての計画書作成。
	2	子どもの状況に応じ、かつ個別活動と集団活動を適宜組み合わせた児童発達支援又は放課後等デイサービス計画の作成	子どもの様子は、日々観察している。その日の体調、気分も鑑みながら、支援内容を柔軟に変更している。	○（90%）	面談を通しての計画書作成。
	3	児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画における子どもの支援に必要な項目の設定及び具体的な支援内容の記載	出来ている。	○（90%）	面談を通しての計画書作成。
適切な支援の提供（続き）	4	児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画に沿った適切な支援の実施	利用者の支援計画書を、すぐ確認出来る所に配置し、利用日の支援内容計画に使用している。	○（90%）	面談を通しての計画書作成。
	5	チーム全体での活動プログラムの立案	利用者が楽しく学べるプログラムを全員で意見を出し合い、計画実施している。歌や踊りも取り入れ、苦手な子には別プログラムを用意している。	○（90%）	これからも、楽しみながら学べるプログラムづくりをおこなっていく。
	6	平日、休日、長期休暇に応じたきめ細やかな支援	土曜は、運動療育プログラムを実施することで、心身ともに成長できるよう、支援を行っている。	○（90%）	運動療育プログラムのPRを積極的におこない、平日とは違ったプログラムで利用者の心身リフレッシュを図っていく。
	7	活動プログラムが固定化しないような工夫の実施	スタッフだけでなく、利用者からもプログラムがクエストできる環境を整備している。利用者全員が興味をもって取り組めるよう工夫している。	○（90%）	外部研修でのプログラムを参考にしながら、刷新を図っていく。
	8	支援開始前における職員間でその日の支援内容や役割分担についての確認の徹底	毎朝、利用者の特性を考えながら、スタッフと意見交換しながらおこなっている。	○（90%）	ミーティングの継続をおこなう。
	9	支援終了後における職員間でその日行われた支援の振り返りと気付いた点などの情報の共有化	支援終了後、スタッフ各自で振り返り、情報共有を翌朝おこなっている。	○（90%）	ミーティングの継続をおこなう。
	10	日々の支援に関しての正確な記録の徹底や、支援の検証・改善の継続実施	日誌に、利用日の支援内容を写真付きでコメントともに記録している。	○（90%）	継続実施。
11	定期的なモニタリングの実施及び児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画の見直し	定期的に見直しをしている。（3か月or6か月）			

区分	チェック項目	現状評価（実施状況・工夫点等）	保護者の評価	保護者の評価を踏まえた改善目標・内容
関係機関との連携	1 子どもの状況に精通した最もふさわしい者による障害児相談支援事業所のサービス担当者会議への参画	会議参加が必要な利用者の場合、参画している。		
	2 （医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合） 地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援の実施			
	3 （医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合） 子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制の整備	利用者全員の主治医の確認、協力医療機関の確認と整備はできている。		
	4 児童発達支援事業所からの円滑な移行支援のため、保育所や認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校（小学部）等との間での支援内容等の十分な情報共有	移行する利用者については、情報共有をおこなっている。		
	5 放課後等デイサービスからの円滑な移行支援のため、学校を卒業後、障害福祉サービス事業所等に対するそれまでの支援内容等についての十分な情報提供、	情報提供を求めた事業所に対しては実施。		
	6 児童発達支援センターや発達障害者支援センター等の専門機関と連携や、専門機関での研修の受講の促進	研修日時が合えば、積極的に参加。民間の有料研修も積極的に受講している。		
	7 児童発達支援の場合の保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、放課後等デイサービスの場合の放課後児童クラブや児童館との交流など、障害のない子どもと活動する機会の提供	コロナ禍で難しい期間ではあるが、落ち着いたら再開予定。	○（30%）	コロナ終息後、検討。
	8 事業所の行事への地域住民の招待など地域に開かれた事業の運営	カフェを併設しており、地域住民と日々触れ合う環境となっている。また事業所前で、バザーを開催。利用者の工賃アップと地域住民とのコミュニケーションの場として実施。	○（90%）	コロナ終息後、検討。
保護者への説明責任・連携支援	1 支援の内容、利用者負担等についての丁寧な説明	契約時に説明している。	○（90%）	100%を目指す。
	2 児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画を示しながらの支援内容の丁寧な説明	モニタリング時のみならず、保護者からの希望時ならびに必要なと感じれば、随時実施。	○（90%）	面談を通してこれからも実施。
	3 保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対するペアレント・トレーニング等の支援の実施	個別相談会にて適宜、必要な方に実施。	○（70%）	面談を通してこれからも実施。
	4 子どもの発達の状況や課題について、日頃から保護者との共通理解の徹底	連絡ノートと送迎時に直接、話すことで徹底している。	○（90%）	子どもの些細な変化を、見逃さないよう常日頃から気を付けている。利用時に気になったことは、日誌を通じて保護者へ情報提供していく。
	5 保護者からの子育ての悩み等に対する相談への適切な対応と必要な助言の実施	いつでも相談に乗れるよう、体制を整備。	○（90%）	これからも保護者目線を怠らず、コミュニケーションを重視していく。
	6 父母の会の活動の支援や、保護者会の開催による保護者同士の連携支援	今後、検討している。	○（50%）	コロナ終息後、検討。
	7 子どもや保護者からの苦情に対する対応体制整備や、子どもや保護者に周知及び苦情があった場合の迅速かつ適切な対応	些細な事でも責任者に報告させている。迅速な行動を常に心がけている。		送迎時での保護者への周知を今後もおこなっていく。
	8 障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮	出来ている。		
	9 定期的な会報等の発行、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報についての子どもや保護者への発信	日誌で情報発信。HPでも活動状況を掲載している。	○（90%）	活動報告を楽しみにしている保護者も多く、HPの更新頻度をアップし、これまで以上の活動状況の提供をおこなっていく。
	10 個人情報の取扱いに対する十分な対応	スタッフ全員に、徹底指導。書類については、閲覧制限を設けている。	○（80%）	100%を目指す。
1 緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルの策定と、職員や保護者への周知徹底	マニュアル整備と合わせ、災害、防犯グッズも常備。スタッフで共有している。	○（50%）	周知が足りなことが分かったため、今後、積極的に周知していく。	

区分	チェック項目	現状評価（実施状況・工夫点等）	保護者の評価	保護者の評価を踏まえた改善目標・内容
非常時等の対応	2 非常災害の発生に備えた、定期的に避難、救出その他必要な訓練の実施	消防署主導の訓練に加え、事業所独自で定期的に実施。一程度の備蓄水も確保済。	○（50%）	周知が足りなことが分かったため、今後、積極的に周知していく。
	3 虐待を防止するための職員研修機の確保等の適切な対応	ミーティングで通達、適切な対応を心がけている。		
	4 やむを得ず身体拘束を行う場合における組織的な決定と、子どもや保護者に事前に十分に説明・了解を得た上での児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画への記載	これまでは該当事象なし。今後あればそのとおり実施。		
	5 食物アレルギーのある子どもに対する医師の指示書に基づく適切な対応	契約時に必ず確認、必要あれば、保護者からの指示書提出を求めている。入手した情報は、スタッフの見やすい場所に掲示している。		
	6 ヒヤリハット事例集の作成及び事業所内での共有の徹底	作成し、誰もが見れ、記入できるようにしている。		